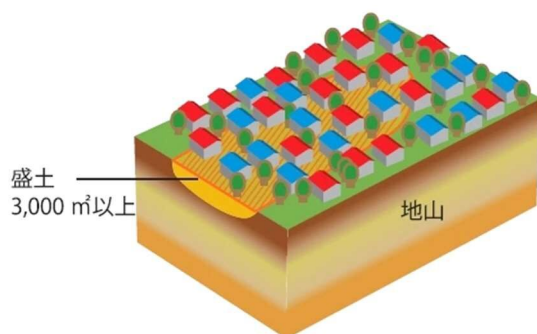


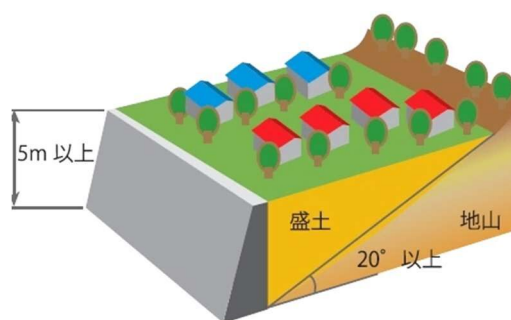
◇地震時の滑動崩落に対する大規模盛土造成地の調査結果

名古屋市では、国が創設した宅地耐震化推進事業に基づき、市内の大規模盛土造成地について、地震による滑動崩落（盛土全体の崖崩れや土砂の流出）のおそれがあるかどうかの調査を進めてきました。

大規模盛土造成地とは

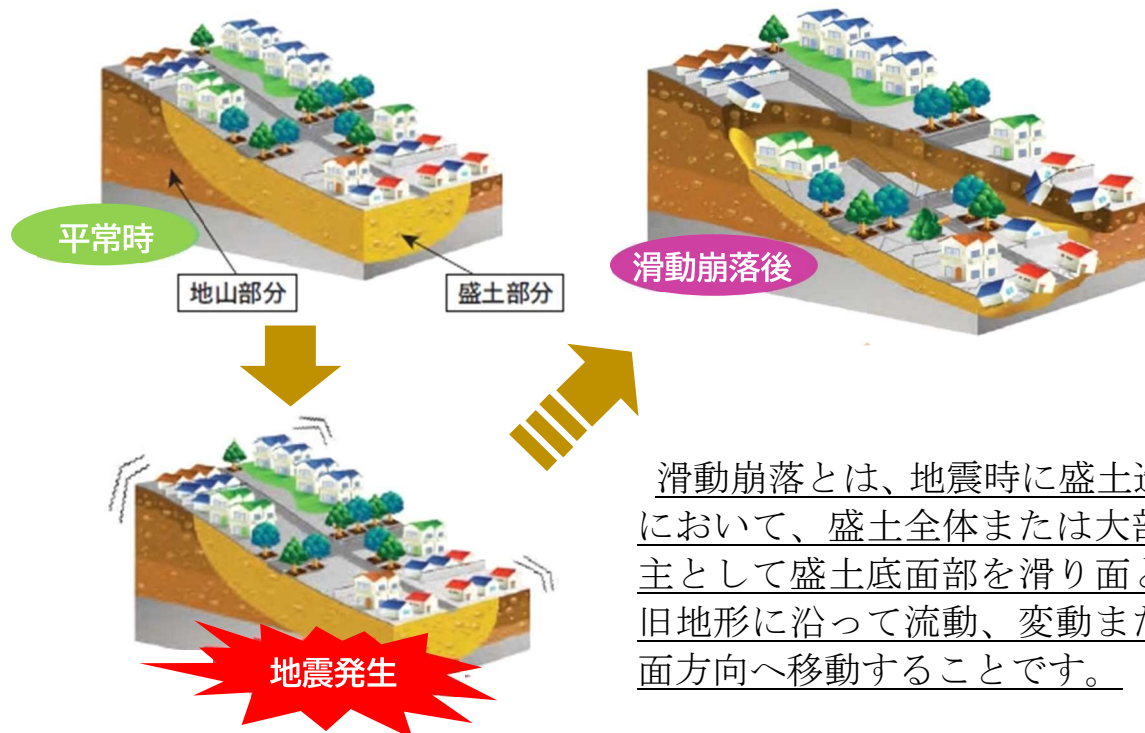


- 谷埋め型大規模盛土造成地
谷を埋め立てた造成宅地で、
盛土の面積が 3,000m² 以上のもの



- 腹付け型大規模盛土造成地
傾斜地に盛土した造成宅地で、
盛土する前の地盤の傾斜が 20° 以上、
かつ、盛土の高さが 5m 以上のもの

滑動崩落とは



滑動崩落とは、地震時に盛土造成地において、盛土全体または大部分が主として盛土底面部を滑り面とし、旧地形に沿って流動、変動または斜面方向へ移動することです。

◇この調査の結果、地震による滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地はありませんでした。

※調査の詳細については「名古屋市における宅地耐震化推進事業の取組みについて」をご確認ください。

◇名古屋市における宅地耐震化推進事業の取組みについて

1. 宅地耐震化推進事業

(1)事業背景

阪神・淡路大震災(平成7年)や新潟県中越地震(平成16年)などにおいて、大規模に造成された宅地で滑動崩落による被害が発生し、この滑動崩落という現象のメカニズムが明らかになってきました。これを受けて、国は地震時の宅地の安全性を確保するため、平成18年(2006年)に宅地造成等規制法(注)を改正するとともに、宅地耐震化推進事業を創設しました。(注:令和4年5月に宅地造成及び特定盛土等規制法に改正)

滑動崩落の被害は東日本大震災(平成23年)や熊本地震(平成28年)でも発生しており、本市においても、南海トラフ地震の発生が懸念される中、平成23年度から調査を実施してきました。

(2)宅地耐震化推進事業の流れ

国土交通省が示している「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」(以下、ガイドライン)の主な内容は、以下のとおりです。

① 第一次スクリーニング

盛土造成地の位置と規模を把握し、大規模盛土造成地を抽出

② 第二次スクリーニング計画の作成

抽出された大規模盛土造成地に対して、第二次スクリーニングを実施する優先度を判定

③ 第二次スクリーニング

大規模盛土造成地の地盤調査(地形や土質、地下水位等の把握)、安定計算を実施し、滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地を抽出

※第二次スクリーニングの結果、滑動崩落のおそれがあると判断される場合は、その予防のための対策を検討。

※第二次スクリーニングを実施する優先度の高い盛土以外は、当面の間、経過観察を行い、異常が認められた場合は、改めて第二次スクリーニング実施の必要性等を検討。

2. 名古屋市のこれまでの取組みについて

本市では、国のガイドラインに基づいて事業を進めてきました。これまでの取組み状況を以下に示します。

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
第一次スクリーニング		谷埋め: 626箇所 腹付け: 9箇所									
	大規模盛土造成地マップ公表										
				第二次スクリーニング計画の作成							
		大規模盛土造成地635箇所の 現地踏査を実施		現地踏査							
				有識者懇談会の設立				大規模盛土造成地有識者懇談会の開催			
									第二次スクリーニングの実施		
								大規模盛土造成地635箇所の 現地踏査を再実施		現地踏査	

①第一次スクリーニング

過去に大規模な盛土造成があったと確認される箇所を新旧都市計画基本図等から抽出しました。

抽出された大規模盛土造成地：635箇所(谷埋め盛土：626箇所、腹付け盛土：9箇所)

⇒大規模盛土造成地マップの公表(平成25年8月26日)

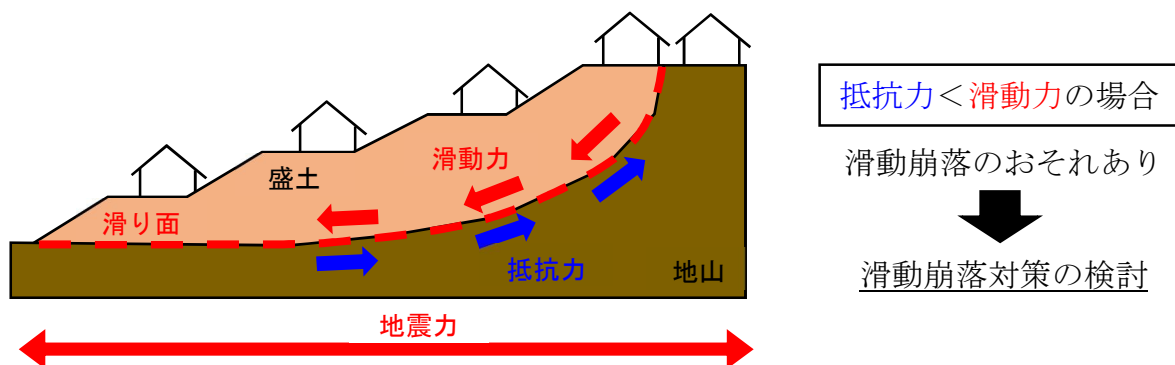
②第二次スクリーニング計画の作成

大規模盛土造成地635箇所すべてにおいて、擁壁等の形状や変状、地下水の有無を確認する現地踏査を実施し、有識者からの意見も踏まえ、擁壁の変状や地下水のあるもの等を第二次スクリーニングの優先度が高いものとして評価しました。その結果、第二次スクリーニングを実施する盛土として7箇所を抽出しました。

③第二次スクリーニング

優先度評価の結果抽出された7箇所において、地盤調査や地震時の滑動崩落に対する安定計算を実施しました。

安定計算では、大地震による地震動を考慮した斜面について、「盛土が滑ろうとする力(滑動力)」と「盛土の滑りに抵抗する力(抵抗力)」を算出・比較して検証しました(盛土全体に対する安定計算であり、個々の宅地に対して安定計算を行ったものではありません)。



地盤調査を実施したすべての箇所で、「滑動力より抵抗力のほうが大きい」という結果となりました。

3. 宅地耐震化推進事業の調査結果

調査の結果、地震による滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地はありませんでした。

(令和5年3月時点において公表されているガイドラインの内容に基づいて実施)

4. 令和5年度以降の取組みについて

今後も滑動崩落の兆候を把握するために、定期的な現地踏査による経過観察を実施します。

5. 宅地の点検・維持管理に関するお願い

今回の調査は、大規模盛土造成地全体に対する調査であり、各戸の宅地や老朽化した擁壁等が崩れるなど局所的な崩壊の可能性を調査したものではありません。宅地の安全性を保つために、土地所有者の皆様ご自身による擁壁等の点検、維持管理に努めていただきますようお願いいたします。